

岩手県告示第 445 号

家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 5 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時

ア 平成 19 年 7 月 18 日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ 平成 19 年 7 月 19 日午前 9 時から午後 5 時 35 分まで

(2) 場所 盛岡市内丸 11 番 1 号 岩手県盛岡地区合同庁舎 8 階大会議室

2 講習内容

(1) 家畜の取引に関する法令 4 時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4 時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

3 受講手続 受講願書に受講手数料として 3,400 円の岩手県収入証紙をはり付けて、平成 19 年 7 月 6 日までに岩手県農林水産部流通課に提出すること。

なお、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者又は家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 16 条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者で、家畜商法施行令（昭和 28 年政令第 252 号）第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習時間の免除を受けようとするものは、受講願書を提出する際に、講習時間の特例措置適用申請書及び当該免許に係る免許証の写しを添付すること。

4 その他 詳細については、岩手県農林水産部流通課に問い合わせること。